

令和 8 年度

和歌山市立幼稚園教員採用選考検査実施要項

和歌山市教育委員会

令和 8 年度 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査を次のとおり実施します。

1 採用予定人員

1 名

2 受検資格

次の各号に掲げる要件に該当する方に限ります。

- (1) 学校教育法第 9 条及び地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方
- (2) 教育職員免許法に規定する幼稚園教諭免許状及び児童福祉法による保育士資格を所有する方
(令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む)
- (3) 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方

※日本国籍を有しない方が合格した場合、期限を付さない講師採用となります。

3 検査実施期日及び会場

検査名	期 日	検 査 会 場
第 1 次 検 査	令和 7 年 7 月 13 日(日) 午前 9 時～午後 4 時	和歌山市教育文化センター (和歌山市西汀丁 29)
第 2 次 検 査	令和 7 年 8 月 23 日(土) 午前 9 時～午後 0 時	和歌山市立岡山幼稚園 (和歌山市吹上 1 丁目 4-1)

4 検査の日程・合格発表

- (1) 第 1 次検査 令和 7 年 7 月 13 日(日)

時 間	検 査 等	合 格 発 表
8:45 ～ 9:00	受 付	令和 7 年 7 月 31 日(木) 午前 10 時 市役所正面入口に掲示 及び本人通知(郵送)
9:05 ～ 9:25	諸 連 絡	
9:30 ～ 11:30	筆 答 検 査(一般教養)	
11:30 ～ 12:20	休 憩	
12:30 ～ 14:00	筆 答 検 査(専門科目)	
14:10 ～ 16:00	面 接 検 査	

- (2) 第 2 次検査 令和 7 年 8 月 23 日(土)

時 間	検 査 等	合 格 発 表
9:00 ～ 12:00	面接検査、実技検査	令和 7 年 9 月 10 日(水)

※ 詳細については、第 1 次検査合格者に別途通知します。

5 検査の内容等

(1) 第1次検査

筆答検査（一般教養、専門科目）、面接検査（集団面接）

(2) 第2次検査

面接検査（個人面接、グループ討議）

実技検査（弾き歌い(ピアノ伴奏)、絵本読み聞かせ）

6 健康診断

第2次検査の合格者は、別に通知する日までに、所定の健康診断書を学校教育課に提出してください。

7 出願手続

(1) 提出書類

ア 令和8年度 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査願書

（写真を貼り付けてください。）

イ ①幼稚園教諭免許状の写し 1通

②保育士証又は保育士となる資格を証明する書類（指定保育士養成施設卒業証明書等）の写し 1通
（免許状、保育士証及び保育士となる資格を証明する書類を取得見込みの方は、取得後速やかに提出してください。また、現在の姓が異なる方は、そのことを証明する書類を添付してください。）

ウ 受検票

エ 返信用封筒（検査結果通知書送付用）

（願書と共に交付した封筒に宛先・郵便番号を記入し、460円分の切手を貼り付けてください。）

オ 令和8年度 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査結果通知書

（第1次・第2次検査結果通知書には、受検者氏名及び生年月日を本人が記入してください。）

(2) 出願期間等

期 間	令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）
時 間	午前8時30分～午後5時15分

(3) 出願先

持参の場合 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎11階

和歌山市教育委員会学校教育課

郵送の場合 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市教育委員会学校教育課

幼稚園教員採用選考検査事務局

郵送の場合は次の点に注意してください。

※ 最終日（令和7年6月13日）の消印のあるものまで有効とします。

※ 必ず簡易書留とし、封筒の表に「採用選考検査願書在中」と朱書してください。

※ 受検票送付のため、宛先を明記した返信用封筒（長形3号封筒〈12cm×23.5cm〉に110円切手を貼り付けたもの）を同封してください。

(4) 願書等の交付

ア 令和7年6月2日（月）から和歌山市教育委員会学校教育課で交付します。（土・日を除く）

イ 郵送で願書を請求する場合は、宛先を明記した返信用封筒（角形2号封筒〈24cm×33.2cm〉に180円切手を貼り付けたもの）を同封してください。

(5) その他注意事項

- ア 提出書類が不備な場合には、受検票が交付されませんので注意してください。
- イ この検査に関する提出書類は一切返却しません。

8 検査結果の情報提供

この検査結果については、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受検者本人が受検票を持参の上、提供場所に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求めることができる方	提 供 内 容	提 供 期 間	提供場所
第1次検査	第1次検査の不合格者 (本人に限る)	第1次検査の 順位及び総合得点	合格発表日から1か月間 (土曜日・日曜日及び休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	和歌山市 教育委員会 学校教育課
第2次検査	第2次検査の受検者 (本人に限る)	第2次検査の 順位及び総合得点		

9 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え、繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合に、その中から成績順に採用する制度を実施します。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者数は、1名程度の予定です。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
 - ウ 正式合格者が受検資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 令和8年4月1日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。
- (5) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用された繰上げ合格候補者本人に郵送で通知します。

10 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。この採用候補者名簿は、名簿の確定の日から原則として令和9年3月末日まで有効です。
- (2) 任命権者は、この名簿の中から採用者を決定します。
最終合格後に受検資格を満たさないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。

11 給与

和歌山市立幼稚園教員初任給	短期大学卒業	220,000円
	4年制大学卒業	245,500円

(給与についての記述は、令和7年4月1日現在の条例等に基づく内容ですので、採用時には、これらと異なる場合があります。)

給与は、和歌山市職員給与条例に基づき、給料のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、民間企業での職歴等がある場合には、職歴その他に応じて、初任給に一定の額が加算される制度があります。

12 その他

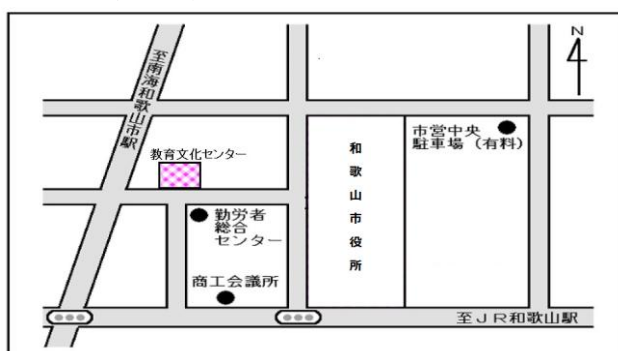
- (1) 受検の際には、受検票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆）を必ず持参してください。
- (2) 第1次検査当日は、昼食を持参してください。
- (3) 第1次検査では、検査開始後30分間に限り遅刻が認められます。それ以降は、いかなる理由であっても認められません。
- (4) 次の方は、他の受検者への感染のおそれがあるため、当日の受検を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
 - ア 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方
 - イ 発熱、咳などの風邪の症状が続き、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）などの症状があり、新型コロナウイルス感染症などの感染が強く疑われる方
- (5) 検査期日等に変更が生じた場合は、学校教育課のホームページ上でお知らせする予定です。検査日前には、必ず確認してください。

13 検査についての問い合わせ先

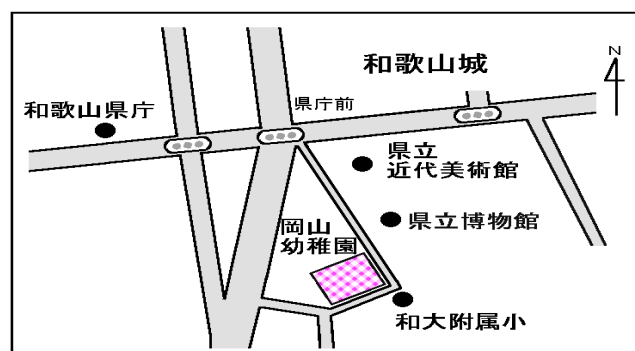
和歌山市教育委員会学校教育課（和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎11階）
TEL 073（435）1196

（参考）

〈第1次検査会場 教育文化センター〉



〈第2次検査会場 岡山幼稚園〉



学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法第16条〈欠格条項〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者